

鎌倉行革市民会議 平成 19 年度

第 1 回会議録

開催日時 平成 19 年 7 月 13 日（金） 午後 2 : 00 から

会 場 201 会議室

出席委員 兼村会長、秋山委員、植村委員、佐藤委員、杉光委員、高木委員、柳川委員

出席職員 植松行革推進担当担当部長、廣瀬行革推進課長、松永財政課長、岡部総務部次長兼職員課長、遠藤行革推進課課長補佐、土屋行革推進課係長、柳沢行革推進課副主査

- 議 事**
- 1 鎌倉行政経営戦略プランの平成 18 年度の取組及び実績について
 - 2 鎌倉行政経営戦略プランの平成 18 年度の取組及び実績に対する評価について
 - 3 今後のスケジュールについて
 - 4 その他

植松部長： 皆様、こんにちは。開会に先立ちまして 4 月に職員の異動がありましたので、紹介させていただきます。

まず私、行革推進担当担当部長の植松でございます。皆様の力をお借りして進めております鎌倉行政経営戦略プランを是非確実に進行して参りたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

続きまして、事務局になります行革推進課の新任の職員を紹介させていただきます。課長補佐の遠藤です、担当係長の土屋です。

次に新たに行革推進本部の会議の幹事となりました、総務部次長兼職員課長の岡部でございます。以上でございます。

会 長： それでは、平成 19 年度第 1 回鎌倉行革市民会議を始めます。

本日はお忙しい中ありがとうございます。事務局から資料が配布されていると思います。次第に従い会議を進めていきますがその前に資料の確認をお願いします。

廣瀬課長： 資料 1 から資料 8 までの説明、資料確認。

会 長： 資料はお手元に揃っていますか。では、議題 1 の「鎌倉行政経営戦略プランの平成 18 年度の取組及び実績について」の説明をお願いします。

廣瀬課長： 先ほどお示ししました、資料 1、2、3 が平成 18 年度鎌倉行政経営戦略プランの取組です。今回報告するものは、4 月上旬にアクションプログラムに登載されている内容について、各担当課に 18 年度の取組と実績を照会し、その後ヒヤリングを行い、まとめたものです。

それでは、資料 1 を説明いたします。「鎌倉行政経営戦略プラン」の具体的な取組であるアクションプログラムを一覧表にまとめたものです。ダイジェスト版として取組の概要が分るような形で表示しています。平成 18 年度の取組状況について、「18 年度当初から計画を開始したもの」「18 年度内に開始したもの」「従前から継続しており拡大、充実しようとしたもの」「準備期間としたもの」と 4 つに分類してあります。

今回、「平成 18 年度の取組状況」の表示は前回と同内容の記載としていますが、18 年度を終了して各項目の進捗状況を、資料 3 の進行管理台帳の内容や実績値から判断し、「予定どおり進行した項目」と「予定より遅れた項目」に分類しました。具体的には、「予定どおりに進行した項目」が 89 件で、「予定より遅れた項目」が 13 件となっています。

次に各実施項目の 18 年度の取組及び実績について説明します。

まず、基本方針 1 「成果を重視した行政経営」の実施項目 1 「行政評価制度の推進」は、事務事業評価の推進における指標の設定が若干遅れていますが、評価全体で見ると予算編成との連携など順調に行政評価制度の導入が進んでいます。

次に実施項目 2 「目標と成果指標による施策展開」については「第 2 期基本計画の進行管理の導入」において市民意識調査を実施し目標指標の管理を行う等、進行管理を図っており全体として予定どおり進んでいます。

実施項目 3 「行政評価によるスクラップ・アンド・ビルドの実施」は、観光客の満足度指標 80%の目標に対し、実績は 68.1%となっておりますが、次年度以降も満足度の向上を目指しています。

実施項目4「市民本位のサービス提供体制の充実」については、昨年5月から実施した「土曜日の窓口開設」、「市民サービスコーナーの業務拡充」「芸術館開館日の拡大」等サービスの拡大に努めました。

なお、「青少年会館の月曜開館」については、実施に伴う諸経費の増額見込みなど調査検討項目が多岐にわたったため18年度の条例改正に至らず、19年度改正に向けて引き続き検討します。

また、「コールセンターの開設」についても、19年度以降開設の予定でしたが、本市に適した手法等の検討を行っているため開設時期の計画を20年度以降に修正しました。

実施項目5「職員の意識改革と人材育成」については、「職員提案制度の推進」を図り、提案件数は39件、報償提案9件のうち実現されることになった提案が2件となりました。

「新人事評価制度への処遇の反映」の項目については、部長職の実績評価の試行に至らなかったため、19年度に試行の導入を図る予定です。

次に基本方針2「新しい公共空間の形成」の実施項目を説明します。

まず、実施項目1「行政の役割分担の明確化」ですが、「自治基本条例の制定」については、条例の素案の策定を行う計画でしたが、具体的な条例の検討にまで至らず、素案の策定は引き続き19年度中に行う予定となっています。

実施項目2「市民等との協働による地域経営」については、「NPOとの協働を推進するための体制づくり」等市民等との協働事業を進めました。

実施項目3「民間の活力を生かした施策展開」については、民間でできることは民間に委ねることを基本に、民間活力を積極的に導入しました。特に公の施設については、指定管理者制度を芸術館等11種17施設に導入し、効果的かつ効率的な管理運営を実施しています。

実施項目4「市民と行政の情報の共有化」については、空き家、空き店舗等情報登録制度を1月から創設する等情報の共有化を進めました。

実施項目5「透明で公平・公正な行政の推進」については、オンブズマン制度における実施事例の視察等を実施しました。

続きまして、基本方針3「健全な財政基盤の確立と変化に対応できる行政経営」についてご説明します。

まず、実施項目1「収入確保への積極的な取り組み」については、「市税徴収率の向上」において徴収率のアップや「スポーツ施設駐車場の有料化の検討」等収入確保に努めました。なお、「青少年会館の一般利用者に対する利用料徴収」については、通し番号17の「青少年会館の月曜開館の実施」と同様、調査検討項目が多岐にわたったため、19年度条例改

正に向けて、引き続き検討を進めます。

また、公金収納システムについても構築が遅れている中で、担当課において引き続き調整を進める予定です。

実施項目2「行政コストの縮小化」については、「職員給与の見直し」において、7千488万9千円の効果額を達成しています。

実施項目3「市有財産の有効活用及び公共施設の機能再編成等」については、「深沢クリーンセンター施設活用の検討等」、公共施設の効率的な活用を検討しました。

実施項目4「職員数の適正化」については、職員数適正化計画を推進し、平成18年4月1日で1,523人と計画より19人の前倒しを達成しました。

実施項目5「組織・機能の見直し」については、平成18年4月1日に機構改革を行い、20部93課205担当に再整備しました。

実施項目6「電子自治体の推進」については、「職員用OAパソコンの1人1台配備」を引き続き推進しました。また、「文書管理システムの構築」においては、20年度からのシステム運用を目指し、視察の実施や研究を進めました。以上が16の実施項目の取組及び実績の概要です。

以上の取組結果を5ページ欄外にまとめてあります。予定どおりの項目が89件、予定より遅れた項目が13件となっております。

また、18年度中に目標達成した取組が、通し番号13の四支所の「昼休み窓口業務の拡大、窓口業務の充実」等、全部で4項目あります。

財政的効果額としては「職員数適正化計画の推進」による3億4,200万円の人件費削減、「市税徴収率の向上」による1億9,850万円の税収増、「指定管理者制度の導入」による約1億4,000万円の管理運営経費の削減等の合計で、約7億6,800万円の成果がありました。

それでは、資料1の内容説明の最後に、1月に行いました上半期の取組状況の報告以降に目標値の設定を修正・追加したものについて説明させていただきます。

通し番号9「観光客の満足度指標」については、上半期の報告では、不満と回答した割合を5%以内にするというものでしたが、第2期観光基本計画では、全体の数値目標を観光客・市民双方の満足度の向上に設定しているため、アクションプログラムの目標値も観光客の満足度に変更しました。

また、通し番号28「職員提案制度」については、従前は目標値の設定がありませんでしたが、今回、報償提案の50%以上の実施を目標に掲げました。

通し番号 34「地域防犯体制の充実」については、自主防犯活動団体の組織化数を今回目標値に追加で設定しました。

通し番号 81「市税徴収率の向上」については、従前は増収の税額が記載されていましたが、今回のプログラムのタイトルどおり徴収率を設定しました。以上で資料 1 の説明を終了します。

次に資料 2 のアクションプログラム掲載シートについて説明いたします。

1 ページをお開きください。この表の上段部分のスケジュール欄までは、18 年 4 月に策定したアクションプログラムシートそのものですが、中段には先ほどご説明した資料 1 の右欄と同一内容である目標値及び実績値を記載しています。また、下段には 18 年度から 22 年度の目標と取組状況を記載し、概要がわかる表としています。

5 年間の各年度の目標と取組結果については、時系列にこの表で進行管理を図っていく予定であり、また、今回委員の皆様から意見と評価を頂き、9 月の議会報告を終えましたら、このスタイルで本市のホームページにアップし公表する予定です。

資料 3 の進行管理台帳については、資料 1 と 2 に記載した内容のもととなる資料であり、アクションプログラムの取組状況等を担当課において記入後、行革推進課が内容の確認を行っています。

内容としましては、18 年度のアクションプログラムの取組状況が、「目標及び計画した内容」「取組状況」「評価内容」「改善内容」と 4 項目の PDCA サイクルで詳細に記載されていますので、皆様が評価する際に活用して頂けたらと思います。以上で、鎌倉行政経営戦略プランの平成 18 年度の取組及び実績についての説明を終わります。

会 長： ありがとうございます。何か質問はありますか。

D 委員： 資料の差し替えがありました、どこを差し替えたのですか。

廣瀬課長： まず、資料 1 の 5 ページを差し替えました。18 年度中に目標を達成した取組が 3 件でしたが、4 件となりました。

2 番目の「消費者被害の防止、救済と消費生活センターの設置・運営」が追加になりました。すでに消費生活センターは設置されました。

資料 2 の NO.13 を差し替えました。目標値の記載が、資料 3 の台帳の方と違う内容となっていましたので訂正をしました。

資料 6 の過去の行革市民会議委員の評価項目にも訂正がありました。以上 3 点の差し替えをいたしました。

F 委員： 81 番の市税徴収率の向上とありますが、92.59%とありますが低いのは、なぜですか。

松永財政課長： 現年の市民税の徴収率は18年度で98.5%です。滞納分の徴収率が低いのでそれに押されて92.5~6%となります。現年と滞納分では各市と比べて鎌倉市は特に低いということはありません。

D 委員： これを見ると7%は徴収できないということですね。

松永財政課長： 今は現年の徴収に力を入れています。過去からの滞納分については、なかなか徴収に応じてもらえないのが実情です。この部分をどの様にしていくかが課題です。絶対額としての不納欠損額を出さないようにするために、現年を押さえしていくことが効果的です。公平性という点では、滞納した人を重視しなくてはいけないのですが、絶対額を確保するには現年に力を入れていく、その辺りの配分を模索しています。先ほどのご質問の約7%は徴収に至っていないというのは事実です。

D 委員： では、なぜ現年度分は100%でないのですか。現年の滞納が増えていけば、またどんどん累積の滞納が増えていきます。100%にしなくてはいけないのではないのでしょうか。

松永財政課長： 最終的には強制徴収やインターネットでの公売に至るのだと思います。今現在決算ベースで100%になるのは現実問題として難しいですが、100%に近づけるよう努力します。

F 委員： 7%の滞納者は払えない人なのか、所得があると見込まれるのに払わない人なのか、その辺の峻別はどのようなのですか。

廣瀬課長： 細かくは申し上げられませんが、会社が潰れてしまったり、病気で働けない等、取ろうと思っても取れないケースが出てきています。取れる場合には差し押さえますが、国税、社会保険庁等との競争になります。ただ単にお金があるのに払わないものが残っているのではありません。100%が当然の目標ですが、ここには現実的な目標数値として出しています。

D 委員： 滞納分は永久に残るのですか。

廣瀬課長： 徴収不納ということで5年で欠損処分することが許されています。

G 委員： 欠損処分したのもも提示した方がよいのではないですか。

廣瀬課長： 欠損した金額は過去どうだったのか、今度資料として用意します。今後の管理、目標値設定のあり方としてはいかがでしょうか。

E 委員： 現年分徴収率100%の市町村はありえません。そのような数字はなかなか実現できません。鎌倉だけが低いのではなく、どうしても取れない部分は出てきます。過去の滞納分の徴収にエネルギーを注ぐよりも、少ない人数でいかに徴収率を上げるかということでは現年分の徴収を高めていくことが必要です。そうすると5年後には効果が現れてきます。5年で欠損処分したのものについては市民に見えなくなってしまう。積み

残したのも本来は見せるべきですが、総務省の資料の中では欠損分も見られます。

D 委員： 鎌倉は他の市町村と比べてこの現年徴収率 98.6%という数値はどのようなのでしょうか。

廣瀬課長： 今、わかりませんので調べておきます。

D 委員： そういうデータは公表されていますか。

会 長： 総務省の資料であります。インターネットで我々も見ることができます。

E 委員： 横浜市などでは同じ位の規模の市町村と比べていますが、鎌倉市ではそのようなことはしていませんか。

廣瀬課長： 私達も県内各市や類似団体と比べています。ただし、県内各市や類似団体でも規模が違うものもあります。同じような人口規模の各市との比較をしています。

F 委員： 市税が上がっているのに一方でごみの有料化の検討が行われています。行革で7億近いお金を削減していて、一方で市民が負担する手数料が変わるといのはどうなのかなと思います。

G 委員： 課税額と徴収額という数字も出した方がいいと思います。徴収率だけでは分母を減らすと率が上がってしまいます。

廣瀬課長： 以前は徴収額も出していたのですが、目標値として徴収率を出しました。

会 長： 税のことは大切ですから、金額と徴収率を併記してもよいので表示してください。他はいかがでしょうか。

D 委員： この前、テレビで見ましたが、未納者に催告書を赤封筒で発送している市がありました。鎌倉市でもやってみたらいかがでしょう。

廣瀬課長： 確認は取れませんが、検討しているかと思います。

E 委員： 市税以外の滞納についてはどうでしょうか。公立学校の費用や公営住宅の滞納について、徴収のノウハウを持った組織が滞納者に対してトータルな取組を行ってはどうでしょう。鎌倉市だけではなく、他の市町村と協力したり、県に委託したり、外を巻き込んだ取組を行うのはいかがですか。

廣瀬課長： 市の中で、税と料の徴収を一元化しようという検討が行われていますが、メリット、デメリットがあります。

下水道の料金については県営水道の料金と併せて行っています。

徴収を限りなく100%に近づけるといことでは、国民健康保険料の徴収率は高いです。支払いが滞ると保険証を短期証に切り替えられてしまうからです。しかし、税ではこういったことはありません。一括徴収し

た場合、どちらに先に充当するかになりますので一括にすればすべてうまくいくわけでもありません。

マンパワーの部分で考えると、すべての職員が税や料金に精通しているということになれば効率的だと思います。これは検討しておきますがすぐに実施は難しいと思います。

F 委員： 市税を増税すると国民保険料も上がるのですか。

廣瀬課長： 保険料の出し方が各市まちまちということがあります。税額からそのまま引張ってくる場合には保険料は上がりますが、本市の場合は、税額を決定するもとの所得のところから保険料を算定していますので、市税が上がって保険料がそのまま連動して上がることはありません。

会 長： それでは次の議題、2の鎌倉行政経営戦略プランの平成18年度の取組及び実績に対する評価についての説明をお願いします。

廣瀬課長： 18年度の取組及び実績に対する評価方法ですが、事務局としては、昨年度委員の皆様へ評価して頂いた14年度から17年度までの後期実施計画の評価内容と同様の方法でお願いできたらと考えています。

昨年度の評価方法は、委員の皆様の協議により評価する実施項目を絞ったうえで評価して、そこに全体意見として意見を添えるという方法です。

資料4の委員評価表をご覧ください。この表は、昨年度の評価方法を踏まえて作成した評価表です。各実施項目に対し、表の上部に記載してあるとおり「市民サービスの向上」「財政的効果」「行革への取り組み」の3つの視点で「A 認められる」「B 概ね認められる」「C 認められない・不十分」そして「F 評価不能」と4段階に評価して頂いたうえで、総合評価を付ける方法となっています。また、右欄には評価に係る判断の理由・意見等を記入して頂きます。

なお、各実施項目ではなく、18年度プランの進行管理全般に対する意見や、鎌倉行政経営戦略プラン及び行革全体に対する意見につきましては、資料4の3枚目に意見を記入する欄がありますので、こちらに記入してください。

以上の方法をまとめたものが見本が資料5ですので参考としてご覧ください。

このように実施項目ごとに、総合評価で認められる方、認められない方等評価結果に応じてまとめる予定です。

次に評価項目の選択についてご説明します。資料6をご覧ください。

この資料は14年度から17年度までの評価項目をあらわしたものです。本日ご出席の委員の皆様へ昨年度評価して頂いた項目については網掛

けで表示してあります。昨年度は25の具体的取組項目のうち、「職員数の適正化」など8項目を選択し、評価して頂きました。そして、それを冊子としたのが、参考資料の「かまくら行財政プラン後期実施計画評価結果報告書」です。

今年度も同様に鎌倉行政経営戦略プランの16の実施項目から評価する項目を選択し、評価して頂きたいと思います。

以上が事務局からの案ですが、委員の皆様のそれぞれのお考えがあるかと思しますので、本日はこの評価方法と項目についてご協議頂ければと思います。よろしく申し上げます。

会 長： これまで、評価の方はA、B、Cの3段階プラス、評価不能というもので評価して頂きました。それぞれ精査して頂きたいと思います。あまり多くても大変ですので何点かに絞って評価するのがよいと思いますが、ご意見をお願いします。

D 委員： 仮に評価項目を昨年と同じとした場合、それに該当する番号を教えてください。

廣瀬課長： 「職員数の適正化」については90・91、「職員給与制度の見直し」については83です。

D 委員： 26は該当しませんか。

岡部総務部次長(兼職員課長)： 83については、給与の減額が主眼で給与の適正化についての項目です。26の「新人事評価制度の処遇への反映」とは異なると思われます。

D 委員： 分かりました。

廣瀬課長： 「経常経費の見直し」については82～86、「適正な起債管理」については82、「収入確保プロジェクトによる検討」は71～81、「業務処理の改善(アウトソーシング含む)」は41～63、「職員意識改革」は26～28、「事務事業の目標による管理」については1～3となっています。

F 委員： 7番の「退職手当」ですが、鎌倉では退職手当債は発行したのですか。

松永財政課長： していません。

D 委員： アクションプログラムにもありませんね。

F 委員： 全職員の退職手当金について、新しい財政健全化法の中に入っているのではないですか。

松永財政課長： まだ、その辺の情報は入ってきていません。なるべく早く情報がほしいと思っています。

F 委員： 秋くらいでしょうか。

松永財政課長： 県の方には情報が入り次第すぐに提供してもらえるよう依頼しています。

会長： 評価項目を選ぶのには、重点項目を中心に選ぶということも必要かと思えます。今までの選び方は関心があることやここは見ておきたいというように選んだこともあります。その辺のことも議論してほしいと思います。

「職員数適正化プラン」は市長の公約でもありますので、こういうものも評価していかななくてはいけないかもしれません。

金額や予算ベースで評価項目を選ぶという方法もあります。

重点項目は何かわかりますか。

廣瀬課長： 重点項目は3つの柱と16の実施項目に整理しています。

平成14年度から17年度までのかまくら行財政プラン、去年皆様に評価して頂いたものですが、そのコンセプトである行革のプラン、効率的に協働を目指す路線はこのプランでも引きついでいます。

このプランではその路線に経営の視点を入れているのが特徴です。

資料1の基本方針1の「成果を重視した行政経営」のところが、新たにウエイト付けしたところです。

D 委員： 窓口の拡大が重点項目ですか。

廣瀬課長： この基本方針1に入っている項目が、2番3番に入っている項目よりすべて重要ということではありません。

まんべんなく評価するのなら基本方針1だけではなく2番3番の項目も評価したほうがよいと思います。

F 委員： 土曜窓口開庁を評価するのは難しいですね。利便性が向上したということは評価できますが、行政全体の評価としてはどうなのでしょう。

3,843人の利用者が新しいニーズとして登場してきたというのなら成果といえますが、平日の利用者が回っただけならば成果とはいえません。

廣瀬課長： 新規のお客様を獲得するためのサービスではないので目的が少々違います。

D 委員： コストパフォーマンスはどうか。

廣瀬課長： コストパフォーマンスは平日と比べよくありません。

平日仕事で行政手続きができないという方のためにサービスを上げていくことは必要だと思います。しかし、どの程度の量をどの頻度でやるのかということが問題です。

横浜市では本格実施になり、月2回土曜日を開けて時間は12時までです。平日の4割くらいの方がいらしたそうです。福祉関係の窓口も開いているようです。

当市では、毎週土曜日市民課の業務全般と保険年金課の業務の一部を

やっています。業務の種類を広げて来て頂く頻度を落とすとか、種類は広げず平日の開庁時間を延長するか等、様々な試みをする必要があると思います。

土曜日のお客様にアンケートを実施して、満足度の高いサービスを提供したいと考えています。

E 委員： 他の市町村でもコンシェルジュのような考え方を持って、ひとつの窓口ですべての手続きができるようなことを目指しています。

内部のシステムの関係もありますし、それに対応する職員の問題もありますが、総合的な窓口で対応できると土曜日の開庁などはよいと思います。

D 委員： ワンストップサービスですね。

廣瀬課長： その練習もすべきだと思います。市民課にいらした方に児童手当や就学手続き等の書類をお渡しするところまではできています。

ワンストップといっても同じ窓口で手続きをとということではなく、次に進めたい手続きをわかりやすく案内して差し上げるようにすることもあると思います。そこでコンシェルジュという名前を付けているのではないのでしょうか。それぞれの業務は奥が深いので、1人で全部というのはなかなか難しいです。

市民課でご案内していますが関係する課がすべて開いていないのでワンストップになっていない状況です。

E 委員： 住所や名前を何度も書かなくてはいけなかったり、他の窓口へ行き、また列に並び直さなくてはいけなかったりという利用者の手間や負担を減らしていくようにしてほしいと思います。コンシェルジュに案内されても、結局手続きに3時間かかってしまったということがないように考えてください。

廣瀬課長： 鎌倉市ではお子さんに関する手続きは1つで終わるよう目指しています。ただし、それは学齢前のお子さんで、就学については教育委員会がやっております。

ワンストップサービスについては、今後も工夫、研究していくべきだと思います。

会 長： 行政評価については、試行錯誤の段階です。

年4回ほどのスケジュールの中で議論をしてまとめた結果が必ずしも納得できるものではないこともあります。しかし、外部からの評価が行政に入ることは、緊張感が出てくると思います。みなさんと議論をしながらよりよいものを作っていきたいと思います。

そのために仕組みや評価というものについて、知識を共有するために勉

強会を開催した方がいいのかと思います。

今日は評価の方法が A、B、C、F でいいのかということと評価項目のどれを選ぶのかをお聞きします。

E 委員： 昨年評価した項目を評価して、最終的にまとめるときに昨年の評価と併記して昨年と比較できるようにするといいと思います。

会 長： 表記の工夫を事務局にお願いします。では、評価方法は昨年と同様でよろしいでしょうか。

委員一同： 了承

会 長： それでは評価方法は3段階と F ということにします。それに係る意見と全体に関する意見を書いて頂き、ホームページに公表することになります。

評価項目についてですが、これは今決めなくてははいけませんか。今、決めてもそれぞれ読み返してみると、こちらを評価項目にしたかったということもあるかもしれません。

8月の月上旬に勉強会を開き、そこで評価項目を決めてもらい、次の市民会議までに評価してもらおうということではいかがでしょうか。

廣瀬課長： 承知しました。それではスケジュールの調整をいたします。場所はこれから探しますが、勉強会は8月1日、次の行革市民会議は8月9日ではいかがでしょうか。

委員一同： 了承

F 委員： 指定管理者制度の導入ですが、財政的な効果は上がって目標は達成したかもしれませんが、一方でサービスの点ではどうでしょうか。利用者からの意見もあると評価をしやすいと思います。

A 委員： 指定管理者制度になって、利用者の意見や不満など、どこへ持って行けばいいかわからないという声を聞きます。

廣瀬課長： われわれもそこは気にしているところです。全指定管理者にその後をモニタリングしたところです。アンケートで行っているところや手法は様々ですが、モニタリングは必ず義務付けられています。

結果は概ね良好ですが、隙間のようなところで上がってこない意見もあるのかもしれません。継続的に良質なサービスをしていかななくてはなりません、それが行政のやるべきことと思います。

G 委員： 基準があるのですから、行政がきちんとチェックしなくてははいけません。利用者の不満をうやむやにしていけません。委託した後もきちんとチェックしてもらいたいと思います。

F 委員： 包括的民間委託の検証委員会等を立ち上げるような議論はありますか。

廣瀬課長： 包括的民間委託は国土交通省が提唱していて、下水道等において推進されるものです。

指定管理者制度については、鎌倉市オリジナルの方法ではなく全国一斉に始められ、ルールがしっかりとできているものです。

途中で指定管理を解除等もできますが、苦情の持っていき先が案内されていないと利用者の意見が届きません。

会 長： 指定管理者のガイドラインの見直しが行われるようです。この制度を導入して、様々な問題が出てきているようです。

A 委員： 指定管理者は数字に表れるコスト削減を目指しますが、そうするとサービス低下に陥りやすくなります。利用者の満足度を上げることや、それを計ることは難しいのではないかと思います。

廣瀬課長： 指定管理者は5年の長期期間、管理委託するのでそこで安定したサービスを供給するようになっていくべきなのですが、指定管理者候補の競争がうまくないとサービスが低下してしまう可能性もあります。

会 長： 他に何かありますか。それでは今日は、評価項目は決めないで資料をよく見ていただき、8月1日に勉強会を開いてそこで議論しながら項目を決めていきましょう。
よろしいですか。

委員一同： 了承

G 委員： 職員の意識改革については、資料が足りないようではありますがいかがでしょう。

植松部長： このプランは平成18年度からのものなので前回評価していただいた、平成14年度から17年度のかまくら行財政プラン後期実施計画の項目とは少し違います。新しく取り入れられた項目もあります。

何らかの形で前回の評価と今回の評価を比べる工夫は必要かと思いますが、スタイルは少し違ってくると思います。

会 長： 足りない資料等ありましたら事務局の方に言ってください。

廣瀬課長： どなたかから要望があった資料等は委員の皆様にお届けします。

それでは次回は8月1日、午後2時 第一委員会室で勉強会を行います。

G 委員： 評価は具体的取組項目の中から選ぶということですか。

会 長： 今回のプランは具体的取組項目が100以上あり、その中から選ぶのは大変で偏ってしまうかもしれません。評価する項目の見せ方について事務局の方でもう1度検討、工夫してもらってはいかがでしょうか。

廣瀬課長： 何か考えまして、ご提案したいと思います。

会 長： 本日の議題4、その他何かありますか。

廣瀬課長： 全体のスケジュールを申し上げます。8月9日に第2回の行革市民会議を予定し、8月23日頃に行う行革推進本部会議で報告し、9月の市議

会定例会で皆様からの意見を添えて報告します。その後、評価の結果を公表し、原局に皆様の評価、ご意見をフィードバックし今後の取組みに反映させていきたいと考えております。

会長： それではよろしいですか。では本日は終了いたします。
皆様、お疲れ様でした。